（別表－２）

化学合成農薬に含めない農薬

R8.4.1

１．有機JAS規格附属書Bに準ずるもの

農薬(注1)	備考
除虫菊乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
ピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
調合油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
メタアルデヒド剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	(別表－2附表に掲げる農薬のとおり。)
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
混合生薬抽出物液剤	
展着剤	(注2)
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルベメクチン乳剤	

農薬(注1)	備考
ミルベメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	
カスガマイシン液剤	
カスガマイシン粉剤	
カスガマイシン水溶剤	
カスガマイシン粒剤	
エチレン	パイナップルの開花誘発に使用する場合に限ること。
次亜塩素酸水	
重曹	
食酢	
その他農薬(注3)	有効成分としてこの表の他の農薬に含まれる有効成分のみを2つ以上含有するものに限ること。

注1:組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。

注2:要領本文第4の3(1)ウただし書の規定により、展着剤の使用は、その有効成分に関わらず化学合成農薬の使用回数に含めないものとする。

注3:硫黄・銅水和剤、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、脂肪酸グリセリド・スピノサド水和剤等が該当する。

2. 上記1以外の農薬

「ポリオキシン複合体」を有効成分とする農薬
天敵(注4)

注4:農薬取締法第2条第1項の規定に基づき、平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第一号で定められる特定防除資材のうち天敵。(例:テントロール)

（別表－２附表）

天敵等生物農薬

「有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ＆A（令和6年7月、農林水産省新事業・食品産業部食品製造課　他）」において「天敵等生物農薬」に該当するものとされた農薬

BT水和剤（生菌、死菌を問わない）	アカメガシワクダアザミウマ剤
アリガタシマアザミウマ剤	イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤
イサエアヒメコバチ剤	非病原性エルビニア　カロトボーラ水和剤
オンシツツヤコバチ剤	キイカブリダニ剤
ギフアブラバチ剤	ククメリスカブリダニ剤
コニオチリウム　ミニタンス水和剤	コレマンアブラバチ剤
サバクツヤコバチ剤	シュードモナス　フルオレッセンス剤
シュードモナス　ロデシア水和剤	スタイナーネマ　カーポカプサエ剤
スタイナーネマ　グラセライ剤	ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤
スワルスキーカブリダニ剤	タイリクヒメハナカメムシ剤
タラロマイセス　フラバス水和剤	チチュウカイツヤコバチ剤
チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤	
チャバラアブラコバチ剤	チリカブリダニ・ミヤコカブリダニ剤
トリコデルマ　アトロビリデ水和剤	ナミテントウ剤
バーティシリウム　レカニ水和剤	パスツーリア　ペネトランス水和剤
ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤	バチルス　アミロリクエファシエンス水和剤
バチルス　シンプレクス水和剤	バチルス　ズブチリス水和剤
ハモグリミドリヒメコバチ剤	バリオボラックス　パラドクス水和剤
ヒメカメノコテントウ剤	ペキロマイセス　テヌイペス乳剤
ペキロマイセス　フモソロセウス水和剤	ボーベリア　バシアーナ剤
ボーベリア　バシアーナ水和剤	ボーベリア　バシアーナ乳剤
ボーベリア　ブロンニアティ剤	ミヤコカブリダニ剤
メタリジウム　アニソプリエ粒剤	ヤマトクサカゲロウ剤
ラクトバチルス　プランタラム水和剤	リモニカスカブリダニ剤